

令和8年8月13日

松本市議会

議長 阿部 功祐 様

厚生委員長 土屋 眞一

### 厚生委員会行政視察報告書

厚生委員会において行政視察を実施しましたので、その概要について下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1 日時及び場所

- (1) 越谷市動物管理センター  
令和8年7月22日（水） 午後1時30分から午後3時まで
- (2) 横浜市動物愛護センター  
令和8年7月23日（木） 午前10時30分から正午まで
- (3) 横浜市青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」  
令和8年7月23日（木） 午後2時から午後3時30分まで
- (4) 神奈川県動物愛護センター  
令和8年7月24日（金） 午前10時30分から正午まで

#### 2 参加者

- (1) 厚生委員7名
- (2) 関係理事者（健康福祉部長、食品・生活衛生課長）2名
- (3) 事務局随員1名 合計10名

#### 3 視察先及び調査項目

- (1) 越谷市動物管理センター  
中核市における動物管理センターの運営及び人と動物が共生する地域づくりについて
- (2) 横浜市動物愛護センター  
横浜市動物愛護センターについて
- (3) 横浜市青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」  
横浜市における若者支援施策について

(4) 神奈川県動物愛護センター

人と動物が共生する地域づくりと動物愛護センターの在り方について

4 概要等

(1) 越谷市動物管理センター（中核市における動物管理センターの運営及び人と動物が共生する地域づくりについて）

ア 説明者等

越谷市保健医療部長 野口 様、保健医療部副部長 永瀬 様

保健医療部 保健所長 青木 様、保健医療部 生活衛生課長 長浜 様

イ 背景・概要等

越谷市は、埼玉県南東部に位置する人口約34万人の中核市です。江戸時代には日光街道の宿場町として栄え、河川や用水が多く流れることから「水郷こしがや」と呼ばれてきました。現在は、東京都心への交通利便性を背景にベッドタウンとして発展するとともに、大規模商業施設を有する都市となっています。

平成27年4月には特例市から中核市へ移行し、市自ら保健所を設置しています。

松本市では、「松本市の動物愛護管理に関する基本方針」に基づき、人と動物が共生する地域づくりを推進するとともに、動物愛護センター機能の在り方について検討を進めています。今回、同じ中核市として動物管理センターを設置している越谷市の取組みを調査し、本市における今後の動物愛護行政の参考とするため視察しました。

越谷市では、令和7年4月1日から、それまで越谷市保健所生活衛生課が所管していた動物関連業務の多くを越谷市動物管理センターへ移管しています。

動物管理センターでは、犬や猫等の飼養に関する相談・指導、野犬・迷い犬の収容・保管、負傷した犬・猫の収容・保管、犬・猫の譲渡、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助、動物取扱業の登録・変更、特定動物の飼養・保管等の許可、猫捕獲器・猫よけ超音波器の貸出しなどを行っています。

一方、犬鑑札・狂犬病予防注射済票等の交付、集合狂犬病予防注射等については、越谷市保健所生活衛生課が担当しており、保健所と動物管理センターとの間で業務を分担しています。

ウ 所感

今回、同じ中核市である越谷市の動物管理センターを視察し、保健所と動物管理センターが役割を分担しながら、犬・猫の収容・保管、返還・譲渡、飼い主のいない猫への対応、動物に関する相談・指導などを行っている状況を確認することができました。中核市として動物愛護管理業務を担う上では、それぞれの機関がどのような役割を担い、関係機関とどのように連携していくのかという視点が重要であると感じました。

特に、飼い主のいない猫については、動物が行政区域を意識して移動するも

のではないことから、市域内だけで課題を捉えるのではなく、県や周辺自治体との連携も必要であると感じました。本市においても、安曇野市や塩尻市などの周辺自治体との境界付近を含め、広域的な視点を持って対応していくことが重要であると思います。

また、越谷市動物管理センターは、住宅や商業施設に隣接した場所ではなく、東埼玉資源環境組合の処理施設の対面に立地しており、本市が検討している施設とは立地条件が大きく異なっていました。動物愛護センター機能を整備するに当たっては、施設の規模だけではなく、鳴き声や臭気など周辺環境への影響、動物の搬入や飼養管理を行う職員の動線、清掃・衛生管理、動物の診療・処置に必要な設備など、実際の運用を十分に想定して検討する必要があると感じました。

越谷市動物管理センターは令和7年4月から業務を開始した新しい施設であり、今後の運用を通じてどのような成果や課題が生じるのかについても注目していきたいと思います。

本市においては、限られたスペースの中で、犬・猫の収容・譲渡だけでなく、飼い主のいない猫への対応、相談・指導、普及啓発など、動物愛護センターにどこまでの機能を持たせるのかを十分に整理する必要があります。施設を整備すること自体を目的とするのではなく、本市の実情や市民・関係団体から求められる役割を踏まえ、人と動物が共生する地域づくりにつながる施設として検討を進めていくことが重要であると感じました。

## (2) 横浜市動物愛護センター（横浜市動物愛護センターについて）

### ア 説明者等

横浜市医療局健康安全部動物愛護センター長 待永 様

### イ 背景・概要等

横浜市は、人口約377万人を有する政令指定都市であり、人口規模では国内最大の基礎自治体です。1859年の横浜港開港以降、国際貿易港として発展し、現在では京浜工業地帯の中核を担う一方、山下公園、横浜赤レンガ倉庫、横浜中華街など、多くの観光資源を有しています。

令和7年度の財政規模は、一般会計2兆993億円、特別会計1兆3,514億円、公営企業会計6,193億円で、全会計の総計は4兆700億円となっています。

横浜市動物愛護センターは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点として設置されており、犬・猫の収容、返還及び譲渡をはじめ、適正飼養の普及啓発、動物取扱業への対応など、幅広い動物愛護管理業務を担っています。

施設は、敷地面積10,572.60平方メートル、延床面積2,585.24平方メートル、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の地上2階、地下1階の施設で、犬70頭、猫120頭の収容が可能となっています。

視察では、施設整備の経過及びコンセプト、犬・猫の収容・返還・譲渡の状

況、動物福祉に配慮した飼養環境、防音・臭気・衛生対策、ボランティアや関係団体との連携、普及啓発及び譲渡促進、災害時における動物救護体制などについて説明を受けました。

横浜市では、収容される犬・猫の頭数が長期的に減少する中、単に動物を収容する施設としてではなく、譲渡や適正飼養の普及啓発、市民やボランティアとの協働など、動物愛護行政の拠点としてセンターを運営しています。

また、令和8年4月には「横浜市動物愛護基金」を創設しています。市民や企業等からの寄附を原資として、動物愛護センターの環境整備、保護犬・保護猫の医療費、譲渡促進、普及啓発、災害時の動物支援など、動物愛護及び管理に関する取組みに活用しています

基金には、横浜市にゆかりのある著名人やスポーツ関係者からの寄附も寄せられており、ももいろクローバーZの高城れにさんからは、自身がプロデュースするブランドの売上の一部が保護猫に関する取組みのために寄附されています。また、横浜ビー・コルセアーズの谷口光貴選手からも、2025-26シーズンの3ポイントシュート成功数等に応じた寄附が行われています。

普及啓発についても、市民向けの講座やイベント、子どもを対象とした取組みなどを実施しており、動物愛護センターを市民に開かれた施設として活用しながら、適正飼養や終生飼養の普及を進めています。

#### ウ 所感

立地場所については、越谷市と同様に郊外に位置していました。

横浜市の財政規模、動物愛護センターの施設規模、横浜市動物愛護基金の創設などを考えると、本市とは単純に比較できませんが、運営上の課題については、規模の大小にかかわらず共通する部分があると感じました。

人材確保、多頭飼育問題、譲渡促進、財源確保、災害時における他自治体との連携などは、本市においても共通する課題です。

基金による財源確保では、著名人やプロスポーツ選手等からの寄附もあり、本市でも取り入れることができればと思いますが、横浜市ならではの取組みでもあると感じました。

普及啓発及び譲渡促進については、市民向けのイベントや子ども向けのセミナー、学校の職業体験の受入れなどが行われており、こうした外部に開かれた施設運営は、施設規模に関係なく大切な考え方であると感じました。

### (3) 横浜市青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」(横浜市における若者支援施策)

#### ア 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

##### (ア) 説明者等

横浜市こども青少年局青少年部青少年育成課担当係長 陣田 様

##### (イ) 背景・概要等

「さくらリビング」は、青少年の居場所や活動の場を提供し、青少年の健やかな成長を支援するとともに、社会参画に向かう力を育成することを目的と

して、横浜市が実施する「青少年の交流・活動支援事業」の拠点です。

施設は、桜木町駅に直結する「ぴおシティ」の6階にあり、公益財団法人よこはまユースが運営しています。開館時間は午前9時から午後10時までで、青少年交流スペース、会議室、音楽スタジオ、多目的利用室等を備えています。

青少年が一人でも友人と一緒にでも気軽に立ち寄ることのできる居場所として利用されるほか、ダンス、演劇、音楽等の活動や、ボランティア活動などを通じた社会参加の機会を提供しています。

視察では、青少年からの相談への対応に加え、SNSや闇バイトなど、若者を取り巻く社会問題についての啓発活動や、地域でのボランティア活動などについて説明を受けました。

#### (ウ) 所感

青少年の相談事業に加え、SNSや闇バイトに関するパネル展示等も実施され、法教育や犯罪防止の啓発にも取り組んでいる点は評価できます。未成年者や若者を犯罪から守ることは、行政の重要な役割です。

また、中高生が普段接することの少ない子どもたちと関わるボランティア体験や、地域の清掃、イベント等へのボランティア参加は、若者の社会参加として大切な経験であると思います。

とにかく一人にしない、まず居場所を提供する。本当に困っている若者や、困っているようには見えない若者にとっても、支援につながるきっかけとなる施設であってほしいと感じました。

#### イ よこはま北部ユースプラザ

##### (ア) 説明者等

よこはま北部ユースプラザ長 織田 様

##### (イ) 背景・概要等

地域ユースプラザは、不登校やひきこもりなどの思春期・青年期の若者及びその家族を対象として、総合相談、自立に向けた居場所の運営、社会体験・就労体験プログラム等を行う横浜市の若者自立支援施設です。

横浜市内には東部、西部、南部、北部の4か所が設置されており、地域で若者支援を行うNPO法人等や区役所などと連携しながら、地域に密着した支援を行っています。

よこはま北部ユースプラザは、港北区、緑区、青葉区及び都筑区を主な担当区域とし、特定非営利活動法人パノラマが運営しています。

不登校やひきこもり等に関する相談を受けるほか、ひきこもりからの回復期にある若者に居場所を提供し、ボランティア活動等の社会体験や就労体験を通じて、緩やかに社会参加へつなげていく支援を行っています。

また、北部ユースプラザの職員が担当区域の区役所へ出向き、「若者のための専門相談」を実施するなど、施設内だけではなく、地域に出向いた相談支援も行っています。

(ウ) 所感

北部ユースプラザは、特定非営利活動法人パノラマが運営しています。

横浜市では4か所のユースプラザをそれぞれ異なる団体が運営しており、地域の特性に合わせた運営が行われているものと感じました。

特に、説明いただいたプラザ長の人柄や運営姿勢が印象的でした。問題を抱えた若者にとって、スタッフの対応の質は、今後社会参加できるかどうかに関わると感じます。

これはマニュアルだけで対応できることではなく、支援する人のこれまでの経験や人間性に負う部分も大きいと思います。改めて「事業は人である」と感じました。

ウ よこはま若者サポートステーション

(ア) 説明者等

よこはま若者サポートステーション施設長 池田 様

(イ) 背景・概要等

よこはま若者サポートステーションは、自立や就労に悩みを抱える15歳から49歳までの方とそのご家族を対象として、職業的自立に向けた支援を行う施設です。

運営する認定NPO法人ユースポート横浜は、平成18年9月に設立され、同年12月から、厚生労働省の委託事業及び横浜市との協働事業として、よこはま若者サポートステーションの運営を開始しています。

支援の中心は継続的な個別相談であり、本人の状況や希望を確認しながら、就労に向けた準備や各種プログラム、職業体験等につなげています。就職後についても、必要に応じて定着や次のステップに向けた相談を継続しています。

また、就労だけを切り離して支援するのではなく、ひきこもり支援機関や地域ユースプラザ、医療機関、生活困窮者支援などの関係機関と連携し、本人が抱える課題に応じた支援につなげています。

よこはま若者サポートステーションは、横浜駅西口から徒歩圏内に位置しており、若者が利用しやすい立地となっています。

(ウ) 所感

現地への訪問はしていませんが、担当者から説明を受けました。

若者にとっては、施設の立地や交通の利便性、施設のイメージも重要であると考えます。

若者の孤立状態に対し、就労や生活を支援していくことは行政の重要な役割であり、いずれここを出た若者が希望を持てる社会にすることが大切です。

松本市では若者参画も進めていますが、現在困っている若者を支え、将来につなげるという視点も重要であると感じました。

エ 横浜市の若者支援施策を通じて

今回説明を受けた3つの取組みは、それぞれ対象や目的が異なります。

さくらリビングは、青少年が気軽に立ち寄り、交流や活動を行うことのでき

る場を提供しています。地域ユースプラザは、不登校やひきこもりなどの困難を抱える若者に対して、相談や居場所、社会体験等の支援を行っています。そして、よこはま若者サポートステーションは、自立や就労に悩みを抱える若者に対し、職業的自立に向けた継続的な支援を行っています。

若者の状態に応じて、居場所、相談、社会参加、就労という異なる支援が用意され、それぞれの機関が関係機関と連携しながら支援を行っている点が、横浜市の若者支援施策の特徴であると感じました。

規模や財政力は松本市と大きく異なりますが、困難を抱えた若者を孤立させず、その人の状態に応じて必要な支援につなげていくという考え方は、本市の若者施策を考える上でも参考になるものでした。

(4) 神奈川県動物愛護センター（人と動物が共生する地域づくりと動物愛護センターの在り方について）

ア 説明者等

動物愛護センター長 外谷 様、愛護・指導課長 阿久津 様

イ 背景・概要等

神奈川県動物愛護センターは、県が所管する動物愛護行政の拠点施設であり、平塚市土屋に設置されています。

同センターの歴史は、昭和47年4月に、各保健所で行っていた犬の捕獲・抑留等の業務を効率化するため、「神奈川県犬管理センター」として開設されたことに始まります。その後、県民の動物愛護意識の高まりや動物愛護行政を取り巻く環境の変化に対応し、昭和52年5月に「神奈川県動物保護センター」へ名称を変更しました。

さらに、犬・猫の譲渡や動物愛護の普及啓発などの取組みを進め、平成25年度には犬、平成26年度には猫の殺処分が初めてゼロとなりました。

施設の老朽化等に伴う建替えに当たっては、「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」への機能転換を図り、令和元年6月に現在の神奈川県動物愛護センターとして開所しました。

新施設は、人と動物とがともに幸せに暮らせる社会を目指す動物愛護の拠点として整備されています。施設建設に際しては、県民等から8,618件、総額2億8,675万3,343円の寄附が寄せられ、建設費の一部に活用されています。

施設は、敷地面積23,184平方メートル、鉄筋コンクリート造2階建ての本館のほか、動物用飼育舎、臨時収容施設、大型犬及び小型犬の運動施設などを備えています。

センターの管轄区域は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除く神奈川県内の市町村であり、犬・猫等の収容、返還・譲渡、動物愛護の普及啓発などを行っています。

視察では、動物愛護センター整備の経緯と施設コンセプト、「処分する施設から生かす施設へ」という考え方、犬・猫の収容から返還・譲渡までの流れ、

動物福祉に配慮した飼養環境、防音・臭気・衛生対策、ボランティアや獣医師会等との連携、災害時の動物救護体制などについて説明を受けました。

また、神奈川県では、平成30年4月に「かながわペットのいのち基金」を創設しています。この基金は、保護された犬・猫のうち、けがや病気、人に馴れていないなどの理由でそのままでは譲渡が難しい動物について、治療や馴化訓練等を行い、新たな飼い主への譲渡につなげる取組みなどに活用されています。

県では、公益社団法人神奈川県獣医師会と連携した病気やけがの治療、ドッグトレーナーによる馴化訓練、譲渡会の開催などにも基金を活用しています。

普及啓発についても、譲渡前・譲渡後の講習、飼い主向けの教室やセミナーに加え、幼稚園、保育園、小・中学校の児童・生徒等を対象に、センターの業務紹介を通じて動物への理解や命の大切さを伝える「いのちの教室」などを実施しています。

#### ウ 所感

神奈川県動物愛護センターは、施設規模が大きく、設備についても充実していることから、松本市が今後検討する施設と規模そのものを比較することは難しいと感じました。

一方で、施設の規模ではなく、そこでどのような機能を持たせ、どのような考え方で動物愛護行政を進めるのかという点では、本市にとって参考となる取組みが多くありました。

特に印象に残ったのは、「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」へという明確な考え方です。単に犬・猫を収容する施設ではなく、治療や馴化訓練を行い、できる限り新たな飼い主への譲渡につなげるという考え方が、施設整備だけでなく、その後の運営にも一貫して反映されていると感じました。

また、動物愛護の普及啓発についても長年の実績があり、子どもを対象とした「いのちの教室」など、動物愛護センターを命の大切さについて学ぶ場として活用している点は参考になりました。

松本市が今後、動物愛護センター機能を検討するに当たっては、犬・猫を収容するためのハード面だけではなく、市民への普及啓発や子どもへの教育、譲渡促進、ボランティアや獣医師等との連携など、ソフト面をどのように充実させるかが重要であると感じました。

さらに、「かながわペットのいのち基金」の取組みも参考になりました。行政の一般財源だけに依存するのではなく、動物愛護に関心を持つ県民等から寄附を募り、その思いを保護動物の治療や譲渡促進につなげる仕組みは、本市においても検討する価値があると考えます。

施設の規模をそのまま松本市に当てはめることはできませんが、「生かすための施設」という理念、普及啓発、譲渡促進、関係団体との協働、寄附を活用した財源確保など、ソフト面において本市の今後の動物愛護行政に参考となる視察でした。

5 各委員の報告書  
別添のとおり

# 行政視察報告書

厚生委員会行政視察

令和8年7月22日(水)～24日(金)

|                     |              |                                        |
|---------------------|--------------|----------------------------------------|
| 視 察 先<br>及び<br>視察事項 | 令和8年7月22日(水) | 1 越谷市動物管理センター                          |
|                     | 埼玉県越谷市       | 中核市における動物管理センターの運営及び人と動物が共生する地域づくりについて |
|                     | 令和8年7月23日(木) | 1 横浜市動物愛護センター                          |
|                     | 神奈川県横浜市      | 横浜市動物愛護センターについて                        |
|                     |              | 2 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」              |
|                     |              | 横浜市における若者支援施策について                      |
|                     | 令和8年7月24日(金) | 1 神奈川県動物愛護センター                         |
|                     | 神奈川県平塚市      | 人と動物が共生する地域づくりと動物愛護センターの在り方について        |
|                     |              |                                        |

## 1 はじめに

松本市は、令和3年4月の中核市移行に伴い保健所を設置し、現在は長野県松本合同庁舎内で運用しています。今後は、南松本への新たな保健所庁舎の整備が計画されており、動物愛護センター機能についても検討が進められています。

こうした中、今回の厚生委員会行政視察では、埼玉県越谷市、神奈川県横浜市及び神奈川県が設置・運営する動物愛護に関する施設を視察し、それぞれの施設の機能や運営方法、動物愛護施策等について調査しました。本市が今後、人と動物が共生する地域づくりを進めるとともに、動物愛護センター機能の在り方を検討する上で、多くの示唆を得ることができました。

また、横浜市では、青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」を訪問するとともに、よこはま北部ユースプラザ及びよこはま若者サポートステーションの取り組みについて説明を受けました。本市における若者の居場所づくりや、困難を抱える若者への支援施策を考える上で参考とすることを目的に視察しました。

## 2 越谷市動物管理センター

越谷市は、人口約34万人の中核市であり、日光街道沿いの宿場町として古くから栄えてきた都市です。

越谷市動物管理センターは、令和7年4月1日から、越谷市保健所生活衛生課が所管していた犬・猫等に関する業務の多くを担う施設として業務を開始しました。

同センターでは、動物の飼養に関する相談・指導、迷い犬等の収容・保管、犬及び猫の譲渡、飼い主のいない猫への対応、動物取扱業に関する手続など、動物愛護管理に関する幅広い業務を実施しています。

従来、保健所で行われていた動物関連業務の多くを動物管理センターに集約することとで、相談・指導、収容・保管、譲渡、各種手続等を一体的に進めていることが確認できました。

市民からの相談対応や飼い主のいない猫への支援、犬・猫の譲渡促進などを総合的に実施する同センターの取組みは、動物管理業務の効率化と、市民に対する相談・指導や適正飼養の普及啓発を進める上で参考となるものでした。

越谷市は松本市と都市規模が比較的近く、同じ中核市であることから、今回の視察内容を参考に、本市においても関係機関や関係団体等との連携を図りながら、人と動物が共生できる地域づくりに向けた施策を充実させていく必要があると感じました。

### 3 横浜市動物愛護センター

横浜市は、人口約376万人を有する政令指定都市です。

横浜市動物愛護センターは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点として、動物愛護の精神及び適正飼養の普及啓発、保護・収容された犬や猫等の返還・譲渡、市民やボランティアとの協働など、幅広い役割を担っています。

施設には、啓発や地域活動のための交流棟、犬や猫の収容・飼養及び傷病動物の治療等を行う動物ふれあい棟などが整備されており、単に動物を保護・収容する施設ではなく、市民が動物愛護や適正飼養について学ぶ場としての機能も備えています。

視察を通じて、横浜市では動物愛護センターを単なる収容施設として捉えるのではなく、普及啓発、譲渡促進、市民活動の支援、ボランティアとの協働などを一体的に進める動物愛護行政の拠点として位置付けていることが確認できました。

特に、市民に開かれた施設として、動物との適切な関わり方や終生飼養について学ぶ機会を設けている点は重要です。また、災害時におけるペット対策を含め、平常時から幅広く情報発信を行っていることも、本市において参考となる取組みであると感じました。

横浜市と松本市では人口や財政規模、施設規模が大きく異なりますが、松本市が今後動物愛護センター機能を検討するに当たっても、単なる収容機能だけではなく、市民への普及啓発や譲渡促進、関係団体との連携などをどこまで持たせるのかを十分に検討することが必要であると感じました。

### 4 横浜市における若者支援施策

#### (1) 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

横浜市の青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」は、青少年が安心して立ち寄り、交流、学習、文化活動等に取り組むことのできる居場所として設置されています。

JR桜木町駅に直結する「ぴおシティ」の6階に位置し、公益財団法人よこはま

ユースが運営しています。

施設には、自由に利用できる交流・学習スペースのほか、会議室、音楽スタジオ、多目的利用室などがあり、ダンス、演劇、音楽、ボランティア活動など、多様な活動に対応しています。

こうした施設は、単なる貸室ではなく、学校や家庭以外の「第三の居場所」として機能している点に大きな意義があると感じました。

若者が安心して集まり、学び、表現し、地域と関わる場を整えることは、孤立の防止や社会参加の促進につながります。また、若者が地域活動やボランティア活動に参加する機会を設けることも、自らの役割を見つけ、社会とのつながりを持つ上で重要です。

一方、視察当日は夏休み期間ということもあり、小学生が大勢でゲームをしている様子も見られ、本来想定している青少年の居場所としての利用と、実際の利用状況との関係については考えさせられる部分もありました。

松本市においても、Mウイングや公民館、体育施設などを活用した青少年の居場所やフリースペースが設けられています。

「さくらリビング」が専用施設として交流、学習、音楽、演劇など多様な活動を一体的に支えているのに対し、松本市では既存施設の活用を進めながら、今後のユースセンターの在り方について検討が行われています。

どちらにも共通するのは、若者が安心して立ち寄ることのできる「第三の居場所」を整え、地域参加や自己表現につなげようとしている点だと思います。

一方、本市では、若者自身が運営や企画に関わる仕組み、中心市街地との連携、情報発信の方法などを今後どのように設計していくかが重要な課題であると感じています。

施設の設置には十分な議論が必要だと思いますが、まずは気軽に立ち寄ることのできるユースセンターの早期開設を目指したいと思います。

## (2) よこはま北部ユースプラザ及びよこはま若者サポートステーション

今回の視察では、「さくらリビング」において、よこはま北部ユースプラザ及びよこはま若者サポートステーションの取組みについても説明を受けました。

よこはま北部ユースプラザでは、不登校やひきこもり等の状態にある若者やその家族を対象として、相談、居場所、社会体験等の支援を行っています。

また、よこはま若者サポートステーションでは、自立や就労に悩みを抱える若者を対象として、個別相談や職業体験などを通じた職業的自立支援を行っています。

横浜市では、若者の状態に応じ、居場所、相談、社会参加、就労など、それぞれの段階に対応した支援が行われていることが確認できました。

## 5 神奈川県動物愛護センター

神奈川県動物愛護センターは、神奈川県平塚市にある県立の動物愛護行政の拠点施設です。

同センターでは、動物愛護思想の普及、動物の適正な飼養の推進、犬や猫等の返還・譲渡、ボランティア等との連携など、人と動物が共に幸せに暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを行っています。

特に特徴的であったのは、従来の「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」へと役割を転換してきたことです。

保護された犬や猫について、新たな飼い主への譲渡を進めるとともに、治療や馴化等を行い、できるだけ命をつなぐという考え方が施設運営に反映されていました。

また、飼い主への普及啓発、ボランティアや獣医師等との連携、子どもを対象とした命の大切さを伝える取り組みなどにも力を入れています。

県立の大規模施設であるため、施設規模そのものを本市と比較することはできませんが、「収容すること」を目的とするのではなく、その先の返還や譲渡、普及啓発まで含めて動物愛護センターの役割を考えるという理念は、本市にとって大いに参考になるものでした。

## 6 所感

今回の行政視察を通じ、動物愛護施策と若者支援施策はいずれも、対象となる命や人生を単に「管理する」のではなく、「支え、生かし、つなげる」という視点が重要であると感じました。

動物愛護施策については、保護から返還・譲渡までの一連の支援に加え、普及啓発、教育、ボランティアや関係団体との連携、情報発信などを総合的に進めることの重要性を確認しました。

本市で今後検討する動物愛護センター機能については、現在、野犬がほぼ見られず、収容される犬・猫の状況も踏まえ、施設規模を必要以上に大きくするのではなく、必要な機能を備えたコンパクトで高機能な施設とすることが望ましいと思います。

また、施設というハード面だけでなく、譲渡促進、動物愛護教育、市民への普及啓発、ボランティアや獣医師等との協働など、ソフト面を充実させることが、人と動物が共生できる地域づくりにつながるものと考えます。

若者支援については、本人の状態や背景に応じて、相談、居場所、社会参加、就労支援、家族支援などを柔軟に組み合わせる必要性を感じました。

行政だけで対応するのではなく、民間団体、専門職、地域住民、教育機関等と連携し、若者が孤立することなく社会とつながり続けることのできる仕組みを構築していくことが重要だと思います。

最後に、今回の行政視察をご準備いただいた議会事務局及び同行いただいた理事者

の皆様にご感謝申し上げます。

令和8年8月13日

松本市議会議長 阿部 功祐 様

厚生委員会副委員長 太田 正徳

# 行政視察報告書

厚生委員会行政視察

令和8年7月22日(水)～24日(金)

|                   |              |                                        |
|-------------------|--------------|----------------------------------------|
| 視察先<br>及び<br>視察事項 | 令和8年7月22日(水) | 1 越谷市動物管理センター                          |
|                   | 埼玉県越谷市       | 中核市における動物管理センターの運営及び人と動物が共生する地域づくりについて |
|                   | 令和8年7月23日(木) | 1 横浜市動物愛護センター                          |
|                   | 神奈川県横浜市      | 横浜市動物愛護センターについて                        |
|                   |              | 2 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」              |
|                   |              | 横浜市における若者支援施策について                      |
|                   | 令和8年7月24日(金) | 1 神奈川県動物愛護センター                         |
|                   | 神奈川県平塚市      | 人と動物が共生する地域づくりと動物愛護センターの在り方について        |
|                   |              |                                        |

## 1 越谷市動物管理センター

越谷市では、平成27年4月の中核市移行に伴い、それまで埼玉県が担っていた動物愛護管理行政が移管されました。令和7年4月1日からは、それまで越谷市保健所生活衛生課が所管していた犬・猫等に関する業務の多くを越谷市動物管理センターが担っています。

特筆すべき点として、越谷市では中核市移行後、視察当日現在まで犬・猫の殺処分ゼロを継続しており、行政とボランティア団体等との連携による取組みが着実な成果を上げていることが確認できました。

動物管理事業では、猫の不妊・去勢手術費用補助金として当初予算250万円を計上するなど、繁殖抑制を通じた適正管理に力を入れています。また、飼い主からの犬の引取りについては、やむを得ない場合に限定し、原則として民間ボランティア団体等の活用を促す運用としている点も印象的でした。

飼い主のいない猫対策については、東京都の取組みを参考に、令和4年に市内の飼い主のいない猫の頭数調査を実施し、その結果を踏まえて令和5年度から「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金交付事業」を開始しています。

さらに、捕獲器の貸出し、猫よけ超音波器の貸出し、啓発看板の配布など、多面的な支援を実施しており、これらの施策の効果もあって、飼い主のいない猫に関する苦情件数は減少傾向にあるとの説明を受けました。

普及啓発の分野では、従来の「愛犬愛猫手帳」と「ペット防災手帳」を一本化した「愛犬・愛猫くらしの記録手帳」を配布し、平時から災害時までを見据えた飼養管理の啓発に取り組んでいる点も参考となりました。

また、犬・猫合わせて21団体のボランティア団体が登録されており、行政のみな

らず市民との協働による動物愛護行政が実践されていることがうかがえました。

センター内の処置室についても、クラウドファンディングを活用して整備されたものであり、市民の理解と支援を得ながら施設機能の充実を図っている点は注目すべき取り組みです。

施設整備に関しては、現場職員から「必要な設備は整備段階で導入した方が結果的に効率的であること」「犬・猫のシャンプー台は深さのあるものが実用的であること」「清掃時に温水を使用できる設備があると作業効率が大きく向上すること」など、実際の運営に基づく具体的な知見を伺うことができました。こうした現場の経験に裏付けられた意見は、本市において計画されている保健所新庁舎の建設に際しても、貴重な参考になるものと考えます。

今回の視察を通じ、動物愛護行政においては、殺処分ゼロという成果のみならず、適正飼養の普及啓発、不妊・去勢手術への支援、飼い主のいない猫対策、ボランティアとの連携などを総合的かつ継続的に実施することが重要であることを改めて認識しました。

本市においても、地域の実情を踏まえながら、市民・関係団体との協働による動物愛護施策の充実に向け、今回得られた知見を今後の政策立案及び施策の推進に生かしていきたいと考えます。

## 2 横浜市動物愛護センター

横浜市動物愛護センターは、旧畜犬センターの老朽化や機能不足に加え、動物愛護及び適正飼養の普及啓発拠点の必要性が高まったことを背景に、平成23年5月に開所した施設です。「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を基本コンセプトに掲げ、動物愛護行政の中核拠点として整備されています。

施設は「交流棟」「動物ふれあい棟」「猫の屋内飼育モデルハウス」の3棟で構成されており、「教育機能」と「動物管理機能」を明確に分離することで、来館者への普及啓発と収容動物の適切な管理を両立しています。また、犬70頭、猫120頭の収容能力を有しており、大都市における動物愛護行政の拠点として十分な規模と機能を備えていることが確認できました。

施設整備においては、犬舎や運動広場を公園側へ配置するなど、防音対策を考慮した設計とし、近隣住民の生活環境への影響軽減に配慮している点が印象的でした。

また、臭気対策として、環境省の補助を活用し、約1,200万円を投じて酸素クラスター除菌脱臭装置を導入するなど、周辺環境との調和を図るための設備整備にも積極的に取り組んでいます。

動物福祉の観点では、収容直後の動物や健康状態に注意を要する動物を経過観察するための「観察室」を設置し、感染症のまん延防止を考慮した施設構成となっていました。

また、市内に生息する飼い主のいない猫を対象に、不妊・去勢手術及びマイクロチップ装着費用の一部を補助する事業を実施し、繁殖抑制と所有者明示の推進を通じて、飼い主のいない猫の減少及び生活環境への影響軽減を図っている点は、本市においても参考となる取組みです。

関係団体との連携体制も充実しており、横浜市獣医師会会長を会長とする「人と動物との共生推進よこはま協議会」を設置しているほか、哺乳が必要な子猫の一時預かりなどを担う登録ボランティア制度を運営するなど、行政だけでは対応が困難な分野を市民や関係団体との協働により補完していることが確認できました。

災害対策については、「横浜市地震防災戦略」に基づき、地域防災拠点におけるペット同行避難の実施支援を行うとともに、本年度からは横浜市獣医師会と協定を締結し、風水害時におけるペットの一時預かり事業を開始するなど、近年多発する自然災害を踏まえた動物防災の取組みを積極的に推進している点が大変印象的でした。

一方で、施設運営上の課題としては、獣医師職の採用枠が限られていることによる人材確保の難しさや、野犬の減少に伴い、犬の捕獲技術や臨床技術を若手職員へ継承する機会が減少していることが挙げられていました。こうした課題は、多くの自治体に共通するものであり、将来的な人材育成の在り方について検討する必要性を感じました。

### 3 横浜市における若者支援施策

横浜市青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」は、西区老松町に所在していた横浜市青少年交流センターの老朽化に伴い、中区桜木町へ移転・開設された施設であり、中高生をはじめとする青少年の交流及び主体的な活動を支援し、自立と健全育成を推進する拠点施設として整備されています。

運営は、公益財団法人よこはまユースが担っています。

施設の利用者は中高生から24歳までの青少年が中心ですが、一般利用が可能な貸出施設も併設されており、青少年向けフリースペースと音楽スタジオ、多目的ルーム、ミーティングルームなどを組み合わせた複合的な施設構成となっていました。

また、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少していた小学生の利用が回復傾向にあるとのことでした。

同施設は、放課後の居場所としての役割に加え、不登校やひとり親家庭、家庭内に安心して過ごせる場所がない青少年、対人関係に不安を抱える青少年など、様々な困難や生きづらさを抱える若者の居場所としても重要な役割を果たしていることが印象的でした。単に施設を開放するだけではなく、安心して過ごせる環境づくりを通じて、青少年一人ひとりに寄り添った支援を実践している点は大変参考となりました。

施設運営では、「青少年が主体的に活動する場を提供するとともに、新たな活動へ気軽にチャレンジできる機会を創出すること」を基本方針として掲げており、青少年

が自ら企画し、挑戦し、他者と交流する機会を重視した運営がなされていました。このような主体性を育む視点は、青少年育成施策において重要な考え方であると感じました。

また、青少年課題への理解を深めるための普及啓発事業にも取り組んでおり、令和7年度には相談・傾聴件数が191件に上るなど、青少年にとって身近な相談機能としても一定の役割を果たしていることが確認できました。専門的な相談機関へつなぐ前段階として、気軽に話を聞いてもらえる場を設けていることは、早期支援の観点からも有効な取組みであると考えます。

一方で、施設運営上の課題としては、青少年自身への認知度向上に加え、学校教職員や地域の支援者など、青少年を取り巻く大人への周知が十分ではないことが挙げられていました。支援を必要とする青少年へ確実につなげるためには、教育機関や関係機関との連携を一層強化し、支援ネットワークを充実させることが重要であると感じました。

さらに、同施設では施設内だけで支援を完結させるのではなく、青少年一人ひとりが自らのニーズに応じた「居場所」を持てるよう、地域の人々や活動とのつながりを生み出し、地域全体で居場所を増やしていくことを目指しているとの説明を受けました。この考え方は、行政施設のみで課題解決を図るのではなく、地域全体で青少年を支える仕組みづくりを進めるものであり、持続可能な青少年支援の在り方として大変示唆に富むものでした。

今回の視察を通じ、青少年支援においては、施設を整備すること自体が目的ではなく、安心して過ごせる居場所の確保、主体的な活動機会の創出、相談支援、地域とのつながりづくりを総合的に進めることが重要であることを改めて認識しました。

本市においても、様々な背景を抱える青少年が孤立することなく、自分らしく成長できる環境づくりに向け、今回得られた知見を今後の青少年施策の充実に生かしていきたいと考えます。

#### 4 神奈川県動物愛護センター

神奈川県動物愛護センターでは、犬については平成25年度、猫については平成26年度以降、視察当日現在まで殺処分ゼロを継続しており、動物愛護行政における先進的な取組みを実践しています。

施設については、平成27年に建替えが決定され、令和元年6月に新たな動物愛護センターとして開所し、動物福祉の向上と県民への普及啓発の拠点として機能しています。

動物保護事業では、犬や猫をはじめ、飼養継続が困難となった動物や所有者不明の動物の引取り、迷い犬の収容及び返還を実施するとともに、「かながわペットのいのち基金」を活用し、譲渡会の開催など新たな飼い主への譲渡促進にも積極的に取り組

んでいます。また、収容対象は犬・猫に限らず、鳥類や亀類など多様な動物にも及んでおり、幅広い動物保護行政を担っていることが確認できました。

譲渡を待つ動物については、全ての個体に職員が名前を付け、それぞれの性格や特徴を紹介する文章を作成しているとのことでした。単なる管理対象としてではなく、一頭一頭を命ある存在として大切に扱い、新たな飼い主との良好なマッチングにつなげようとする姿勢が強く感じられました。

動物愛護の普及啓発事業としては、譲渡前・譲渡後講習会をはじめ、飼い主向けの各種教室やセミナー、学校等へ職員が出向いて実施する「いのちの教室」、県民を対象とした「動物愛護のつどい」など、多様な事業を展開しています。

また、譲渡前講習会についてはオンラインでの受講も可能とすることで、受講者の利便性向上と譲渡機会の拡大を図っている点は、大変参考となる取組みでした。

近年はマイクロチップの普及により、警察で保護された犬・猫がセンターを経由することなく飼い主へ直接返還される事例が増加しており、収容件数は減少傾向にあるとの説明を受けました。マイクロチップの装着促進が、飼い主への迅速な返還とセンターの負担軽減の双方に寄与していることを改めて認識しました。

また、災害対策については、災害発生時に犬・猫約350頭を1週間収容できる量の飼料を備蓄するなど、有事を見据えた備えが講じられていました。平時から動物防災の視点を取り入れた施設運営を行っている点も、本市が今後の施策を検討する上で参考となるものでした。

今回の視察を通じ、神奈川県動物愛護センターでは、殺処分ゼロの継続を目的とするだけではなく、動物保護、譲渡促進、適正飼養の普及啓発、学校教育、災害対策などを一体的に推進していることを確認することができました。

特に、一頭一頭の動物に寄り添う姿勢と、行政だけで完結させるのではなく、県民の理解と協力を得ながら動物愛護を推進する取組みは大変印象的でした。

本市においても、今回得られた知見を踏まえ、動物愛護と生活環境の保全を両立するための施策の充実に向けて、今後の政策立案及び事業推進に生かしていきたいと考えます。

令和8年8月13日

松本市議会議員 阿部 功祐 様

厚生委員会委員 宇留賀 響

# 行政視察報告書

厚生委員会行政視察

令和8年7月22日(水)～24日(金)

視察先  
及び  
視察事項

令和8年7月22日(水)

埼玉県越谷市

1 越谷市動物管理センター

中核市における動物管理センターの運営及び  
人と動物が共生する地域づくりについて

令和8年7月23日(木)

神奈川県横浜市

1 横浜市動物愛護センター

横浜市動物愛護センターについて

2 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

横浜市における若者支援施策について

令和8年7月24日(金)

神奈川県平塚市

1 神奈川県動物愛護センター

人と動物が共生する地域づくりと動物愛護セ  
ンターの在り方について

## 1 越谷市動物管理センター

### (1) 視察内容

越谷市は、埼玉県南東部に位置し、東京都心から25キロメートル圏内にあります。面積は60.24平方キロメートルで、5つの一級河川が市内を流れ、水害も多かった地域です。中でも綾瀬川は、かつて水質汚染が全国ワースト1と言われていたこともあります。標高は高いところでも10メートル程度です。人口は約34万人で、平成27年に中核市へ移行しています。

越谷市動物管理センターでは、犬・猫の収容・管理・譲渡、動物取扱業に関する業務、苦情・相談への対応、普及啓発などを行っています。

施設は、昭和49年建築の建物を活用しており、犬舎、猫舎、処置室、隔離室、車庫、屋外ドッグランなどを備えています。

犬の収容については、平成27年当時と比べて年々減少し、ピーク時の6分の1程度になっているとのことでした。令和4年には多頭飼育崩壊があり、多数の犬を収容したこともあったとの説明を受けました。現在はマイクロチップの普及もあり、収容頭数が減少しています。

猫の収容についても、平成27年当時に比べると半分近くまで減っています。

飼い主のいない猫については、東京都の取り組みを参考に、民間事業者へ委託して定点観測を行い、頭数を把握しています。その結果から、飼い主のいない猫が減少していることを確認しているとのことでした。

また、不妊・去勢手術については、メス1頭につき上限9,000円、オス1頭につき上限7,000円の手術費を補助しています。飼い主のいない猫の減少に伴い、250万円の予算に対し、執行額は100万円程度となっているとのことでした。

このほか、捕獲器や猫よけ超音波器などを1か月間貸し出しているほか、啓発看板の配布も実施しています。

譲渡・啓発活動については、ボランティア団体との協働による譲渡会を開催しているほか、「防災フェス」や「動物愛護フェスティバル」などを通じた啓発活動も行っています。

## (2) 所感

特に印象に残ったのは、しっかりと予算をかけて、定期的に飼い主のいない猫の実態調査を行っている点です。

実態を把握することで、活動に対するモチベーションも高まると感じるとともに、実際に不幸な動物が減っていることは素晴らしいと感じました。

また、センターでは、「体を洗う場所の高さが低すぎた」「車で動物を連れて来る際、自動シャッターにすれればよかった」など、施設を実際に使用して分かった反省点についても率直に教えていただきました。こうした実体験に基づく話は、本市が今後、動物愛護センター機能を整備する上で大変参考になるものでした。

必要なところにしっかりと予算を付け、継続して取組みを進めることで、殺処分ゼロはもちろん、飼い主のいない動物が確実に減り、結果として必要となる予算も減少していくという好循環が生まれることを学びました。

多頭飼育崩壊については、やはり課題であり、福祉関係部署との連携が必要になるという点は、どの地域でも共通する課題であると感じました。

## 2 横浜市動物愛護センター

### (1) 視察内容

横浜市は、神奈川県の中核市所在地で、18の行政区を持つ政令指定都市です。人口は約376万人、面積は約438平方キロメートルで、国際港湾都市として栄え、物流、商業、観光、製造業など多様な都市機能を有しています。

横浜市動物愛護センターは平成23年に開所し、敷地面積約10,572平方メートル、地下1階、地上2階建ての施設です。交流棟、動物ふれあい棟、猫の屋内飼育モデルハウス、ドッグランなどを備えています。

施設整備のコンセプトは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」であり、動物愛護行政の中核拠点として整備されています。

施設では、動物福祉に配慮した飼養環境を整えるとともに、犬舎を公園側に配置するなどの防音対策、酸素クラスター除菌脱臭装置による臭気対策、観察室の設置による衛生・感染症対策などを行っています。臭気対策については、環境省の補助制度を活用し、約1,200万円の設備を導入したとの説明を受けました。

主な業務として、飼育教育や学習機能などの普及啓発、保護・譲渡の推進、ボランティアなどの市民団体との協働、市民利用や地域交流などを行っています。

犬の収容頭数は、平成24年の408頭から令和7年には107頭へと大幅に減少しています。野犬がいなくなったことに加え、譲渡やマイクロチップの普及なども減少につながっているとのことでした。

猫の収容頭数も、平成24年の1,541頭から令和7年には338頭へと大幅に減少しています。

飼い主のいない猫への取組みとして、不妊・去勢手術への助成を行うとともに、地域猫活動を支援しています。地域住民の理解を得るため町会等へ説明を行い、動物愛護センターにおいても獣医師による不妊・去勢手術を実施しています。

ボランティアや関係団体との連携では、子猫の預かりなどを行う登録ボランティアや登録譲渡団体が活動しており、犬・猫の譲渡につなげています。

普及啓発では、動物愛護に関するイベントに多くの市民が来場し、介助犬のデモンストレーションや災害時の体験などが行われています。また、「災害時のペット対策ガイドライン」による普及啓発や、夏休み等を利用した子ども向けのセミナーなども実施しています。

災害時の動物救護については、地域防災拠点へのペット同行避難、一時飼育場所の設定支援、同室避難のモデル事業、地域防災拠点以外での避難、動物救援病院の設置など、様々な取組みが行われています。

課題としては、施設の老朽化、人材確保、犬の捕獲や臨床技術の継承、多頭飼育による短期間での収容集中、財源確保、災害時における他自治体との連携などが挙げられていました。

## (2) 所感

まず、実際に視察して敷地の広さに驚きました。

ドッグランはもちろん、それぞれの収容スペースも広々としており、市民が自由に使える活動室、研修室、交流プラザなども設けられていました。動物愛護と直接関係のない方でも利用できる施設となっており、「共生」を体現していると感じました。

施設内で不妊・去勢手術を行ってもらえることは、ボランティアの方にとって心強い支援であり、行政との協働を実感できる取組みであると思いました。

譲渡活動などが促進されていることにより、日本最大の人口規模を有する都市であるにもかかわらず、収容される動物が大きく減少していることは、これまでの取組みの成果を表していると思います。

また、「一時飼育用キット」を各避難所に配備したり、「災害時のペット対策ガイドライン」を作成したりするなど、災害時の備えも充実していました。動物関係の専門機関や獣医師会等との連携が図られている点も印象的でした。

郊外の小高い丘の上にありながら、さらに犬舎を周辺への影響に配慮した位置に設置していたことが特に印象的であり、本市が現在計画している保健所庁舎内の動

物愛護センター機能についても、一考の余地があると感じました。

横浜市が財政的に恵まれているというだけではなく、国の補助制度も活用しながら事業を行っていることから、本市においても活用できないか研究したいと思います。

### 3 横浜市における若者支援施策

#### (1) 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

さくらリビングは、青少年の居場所、相談支援、社会とつながる場を提供する施設です。

利用者は中高生から24歳までの青少年が中心で、放課後に集う中高生や、行き場のない青少年などが利用しています。開館時間は午前9時から午後10時までです。施設には、交流や学習に利用できるフリースペースのほか、一般の方も利用できる貸出スペースがあります。

フリースペースでは、スタッフが日常的に青少年と関わりながら関係性を築き、交流事業を通じて友人ができるなどのつながりを生み出しています。

貸出スペースでは、青少年が主体的な活動に挑戦する機会を提供しています。

相談事業では、学校、家庭、友人、恋愛などの悩みを聞く取り組みを行っています。また、夏季のボランティア、横浜マラソンの給水、清掃活動などのボランティア体験事業や、青少年自身が交流イベント等を企画・運営する青少年委員会なども行われています。

地域や団体との連携では、「さくらリビング運営連絡会」の開催、地域の会議への出席、夏祭りでのボランティア参加などを行っています。

支援に当たっては、大学生から60代までの幅広い年代のスタッフが、青少年と程よい距離感を保ちながら信頼関係を築き、日常的な関わりから本人のニーズを捉えることを大切にしています。また、この施設だけではなく、ボランティア活動などを通じて、青少年が様々な場所に自分の居場所を持つことができるよう取り組んでいます。

課題としては、施設の認知度を高めること、学校や塾など若者を取り巻く大人への周知、多様なニーズへの対応などが挙げられていました。

#### (2) よこはま北部ユースプラザ

横浜市では、ひきこもり総合支援・若者相談センター、地域若者サポートステーション、地域ユースプラザなどが連携し、不登校やひきこもり等の状態にある若者を支援しています。

地域ユースプラザは、不登校やひきこもりなどに関する総合相談、自立に向けた支援、居場所の提供などを行っています。対象は15歳から39歳までの若者とその家族です。

事業内容は、電話・来所による総合相談、区役所での専門相談、ひきこもりから

回復期にある青少年の居場所の提供、地域体験・就労体験、地域ネットワークづくり、ボランティアの養成、セミナーや相談会などです。

よこはま北部ユースプラザでは、居場所がなく困っている若者や、自立・自律を目指している若者、子どもの養育に悩んでいる保護者などを対象に支援を行っています。

安心・安全な場所を提供し、スタッフが利用者との関係を築きながら支援するとともに、外部人材等と連携した活動を通じて社会参加につなげています。

### (3) よこはま若者サポートステーション

よこはま若者サポートステーションは、就労支援と生活困窮者自立支援を一体的に運用するとともに、横浜市の補助事業として青少年の自立を支援しています。

地域若者サポートステーションは、厚生労働省の事業として全国に設置され、15歳から49歳までの働くことに困難を抱える若者を個別かつ継続的に支援しています。利用者には、不登校やひきこもりの経験がある方、精神科への受診歴がある方、就労経験のない方など、様々な背景を持つ若者がいます。

支援は、担当相談員による継続的な個別相談を中心に、集団支援プログラムや職業体験等を組み合わせて行っています。

### (4) 所感

全国で最も人口が多い横浜市だけに、課題を抱えている若者の数も多く、多種多様な悩みを抱えていることが分かりました。これは横浜市に限ったことではなく、日本社会の縮図であり、いずれは本市でも取り組むべき課題であると強く感じました。

若者支援を「相談」だけで終わらせるのではなく、15歳という早い段階から居場所をつくり、信頼関係を築き、社会参加や就労へと切れ目なく、また網目のように重層的に若者を支えようとする体制は、大変学ぶべきものがあると感じました。

特に松本市では、若者の居場所として「ユースセンター」設置の議論が活発に行われており、市民の関心も高いものがあります。私も設置を強く推進する一人として、第三の居場所としてのユースセンターを整備することを目標としていた面もありましたが、設置がゴールではなく、その先にある社会参加、自立につながる支援体制も併せて構築していくことが重要であると改めて感じました。

横浜市の体制を参考に、一人の若者を15歳から50歳代くらいまで切れ目なく支える仕組みづくりについても、今後さらに研究していきたいと思います。

## 4 神奈川県動物愛護センター

### (1) 視察内容

神奈川県動物愛護センターは、昭和47年に神奈川県犬管理センターとして開設され、平成30年に建替え工事を行い、令和元年に神奈川県動物愛護センターとして開所しました。同センターは、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、

茅ヶ崎市及び寒川町を除く地域を管轄しています。

施設は、敷地面積23,184平方メートル、建物面積2,743平方メートル、鉄筋コンクリート造地上2階建てとなっています。

動物保護事業では、犬・猫の引取り、迷い犬の収容・返還、新たな飼い主への譲渡などを行っています。犬・猫だけではなく、うさぎ、鶏など様々な動物を取り扱っています。

また、「かながわペットのいのち基金」を活用し、動物の治療やしつけ・馴化などを行っています。飼い主のいない猫の避妊・去勢手術についても、センター内や委託動物病院で支援を行っています。

動物愛護の普及・啓発事業では、譲渡前講習会、譲渡後講習会、しつけ教室、飼い主向け教室などを実施しているほか、幼稚園、保育園、小・中学校の児童・生徒を対象とした「いのちの教室」や、長期休業期間中の子どもを対象とした教室、インターンシップ、施設見学、「動物愛護のつどい」なども実施しています。

そのほか、動物取扱業への対応、苦情相談、災害時動物救護の推進、動物由来感染症対策、特定動物への対応など、幅広い業務を行っています。

課題として、多頭飼育崩壊が発生した際には動物を収容しきれず、施設を増設したことがあるとの説明を受けました。また、災害時の備品についても不足するものがあり、寄附などで賄っているとのことでした。

何より、川を越えた小高い山の上に立地しているため、災害時にスタッフが施設までたどり着けるのか、スタッフ用の備蓄が十分であるのかといった課題もあるとのことでした。

マイクロチップの普及により、特に犬の返還率は向上していますが、マイクロチップを読み取る機械がなければ、装着されているかどうか判別できないという課題についても説明を受けました。

## (2) 所感

施設は民家から離れた小高い山の上に立地しており、犬や鶏の鳴き声などによる周辺への影響が少ないように感じました。動物愛護センターの立地を考える上で、大切な視点であると思いました。

一番強く感じたのは、センター長が獣医師であり、長年にわたり動物愛護行政に携わっていることから、動物たちへの深い愛情を言葉の端々から感じたことです。

特に猫舎は広々としており、こたつやソファなどが置かれ、一般家庭の一室のような環境となっていました。猫たちがゆったりと過ごすことのできる様子がうかがえました。

また、動物関係の学校やボランティア団体との連携がよくできており、トリミングなどのスペースについても、実際に利用する方々の意見が取り入れられていました。

いくつかの部屋にはネーミングライツが導入されており、企業などからも出資し

やすい、よい取り組みであると感じました。

今回視察した各センターでは、殺処分ゼロを目指し、譲渡会や普及啓発活動も盛んに行われていましたが、動物たちの居室やボランティア団体との協働という点では、本市にはまだ課題があると感じました。

また、現在計画中の保健所庁舎内への動物愛護センター機能の設置については、住宅地であることや、確保できる施設面積などについても課題があると感じました。

令和8年8月13日

松本市議会議長 阿部 功祐 様

厚生委員会委員 大久保 美由紀

# 行政視察報告書

厚生委員会行政視察

令和8年7月22日(水)～24日(金)

|                     |              |                                        |
|---------------------|--------------|----------------------------------------|
| 視 察 先<br>及び<br>視察事項 | 令和8年7月22日(水) | 1 越谷市動物管理センター                          |
|                     | 埼玉県越谷市       | 中核市における動物管理センターの運営及び人と動物が共生する地域づくりについて |
|                     | 令和8年7月23日(木) | 1 横浜市動物愛護センター                          |
|                     | 神奈川県横浜市      | 横浜市動物愛護センターについて                        |
|                     |              | 2 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」              |
|                     |              | 横浜市における若者支援施策について                      |
|                     | 令和8年7月24日(金) | 1 神奈川県動物愛護センター                         |
|                     | 神奈川県平塚市      | 人と動物が共生する地域づくりと動物愛護センターの在り方について        |
|                     |              |                                        |

## 1 越谷市動物管理センター

### (1) 越谷市動物管理センターについて

人口約34万人の越谷市は、平成27年に中核市へ移行しました。動物管理センターの建物は、昭和49年建築の旧ごみ収集業務センターを改修し利用しています。主な設備は、犬舎、猫舎、処置室、隔離室、会議室、屋外ドッグランなどで、センターには獣医師3名が配置されています。犬・猫の殺処分ゼロを掲げ、譲渡促進、飼い主のいない猫対策、普及啓発に積極的に取り組んでいます。

具体的には、定期的開催する譲渡会を民間商業施設で開催し、犬・猫の譲渡につなげています。譲渡対象の犬・猫には、センター内の手術室で、センターの獣医師が不妊・去勢手術、ウイルス検査、ワクチン接種、マイクロチップ装着などを行っています。

飼い主のいない猫対策としては、捕獲器や猫よけ超音波器の貸出し、啓発看板の配布を行っています。啓発看板には猫のイラストとともに、「ネコのフン等でみんなが困っています エサをあげるなら、フンの後始末、不妊・去勢手術、エサ・容器の後始末をしましょう！」と書かれていました。「猫にエサをあげないで！」といった看板はよく見ますが、越谷市の看板は、餌を与える方に対して適正な管理を求めるメッセージとなっており、アドバイスにもなっていると感じました。

猫の不妊・去勢手術では、市内に生息する猫であれば、地域猫やTNRにかかわらず補助対象としており、補助額はメス1頭につき上限9,000円、オス1頭につき上限7,000円で、協力動物病院で手術を行っています。

### (2) 業務内容、機能について

令和7年度の犬の収容頭数は10頭で、そのうち返還7頭、譲渡3頭、死亡0

頭、殺処分0頭となっています。猫についても、高い譲渡実績となっています。

令和4年度には、多頭飼育崩壊により多数の犬を収容した事例があり、動物愛護推進員や保護ボランティア等に協力いただき、譲渡につなげたとの説明を受けました。

また、令和4年度には屋外猫実態調査を民間委託で実施しています。これは、屋外にいる猫について、耳カットや首輪の有無などを一定の地域で調査し、頭数や割合を算出するもので、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の基礎資料としています。その後、猫に関する苦情やロードキルの数が減少しており、5年後に再度調査することとしています。

ペットの飼い方や健康管理、いざというときの準備など、ペットに関する情報をまとめた小冊子「愛犬・愛猫くらしの記録手帳」も作成し、市民に配布しています。

### (3) 所感

殺処分ゼロの方針の下、積極的な譲渡を推進していることが印象に残りました。譲渡する犬・猫には、不妊・去勢手術、各種ワクチン接種、ウイルス検査、マイクロチップ装着、血液・糞便検査、ノミ・ダニ薬の投与などをセンターで行っています。

また、子猫については、育成ボランティア、いわゆるミルクボランティアにミルクや用具を渡し、一定の大きさまで育ててもらってから譲渡につなげています。

センターの施設については、最新の動物医療の状況を把握するため、民間の動物病院を見学するなどして、必要な機能や機器、設計、レイアウトの参考にしてほしいとのアドバイスをいただきました。エコー、ガス式吸入麻酔器、レントゲンなどの機器や、シャワー、トリミング設備、処置台、照明などは、後付けが大変なため、初めから検討した方がよいとのことでした。

本市が今後、動物愛護センター機能を整備するに当たっても、こうした実際に施設を運営している職員からの具体的な助言を参考にする必要があると感じました。

## 2 横浜市動物愛護センター

### (1) 横浜市動物愛護センターについて

横浜市動物愛護センターは、横浜市西部の山あい「動物愛護行政の中核拠点」として平成23年に開所しました。地下1階、地上2階建てで、収容規模は犬70頭、猫120頭です。

施設は、交流棟、動物ふれあい棟、会議室、交流プラザ、猫の屋内飼育モデルハウス等で構成されており、講演会や趣味のサークルなど、市民が利用できるスペースもあります。土曜日には、保護団体による譲渡会や飼育体験、講演会、ドッグダンスの練習などにも利用されています。

### (2) 業務内容、機能について

横浜市では、「横浜市動物愛護管理行政推進の基本的な考え方」に基づき、目標を持って動物愛護行政を行っています。

本市と同様の地域猫活動支援事業では、地域の活動組織に対して様々な支援を行っています。具体的には、猫の運搬支援や、動物愛護センターの獣医師による不妊・去勢手術などを行っています。

また、屋外で暮らす飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術費用やマイクロチップ装着費用への補助も行っています。

犬・猫の譲渡については、センターからの譲渡に加え、哺乳が必要な子猫の自宅預かり等を行う登録ボランティアや登録譲渡団体と連携して取り組んでいます。

横浜市動物愛護センターでは、災害時の動物救護体制も整えています。「災害時のペット対策ガイドライン」を作成し、平常時の備えや発災時の対応などを分かりやすく解説しています。

また、一時飼育場所にいるペットについて、飼い主同士が協力して飼育管理を行う仕組みや、飼い主と離れてしまった動物の一時預け先として獣医師会の動物病院に協力してもらうこと、関係団体が連携して動物救援センターを設置することなど、災害時に動物の命を守るための備えが整えられています。

### (3) 所感

横浜市動物愛護センターでは、市内の動物病院や獣医師会、日本動物福祉協会、補助犬関係団体、ペット関係団体などと連携・協力し、災害時の体制を構築していることが印象に残りました。

大規模災害時には、飼い主とはぐれて放浪している動物の収容や、被災により飼育が困難となった動物の収容などを行います。

災害時のガイドライン、同行・同伴・同室避難や、災害時の救援センターの設置など、災害時の対応が細かく設定されている点は参考になりました。

また、令和8年度には動物愛護基金を創設し、横浜市にゆかりのある著名なスポーツ選手やアーティスト等から寄附が寄せられており、広報効果にもつながっていると感じました。

## 3 横浜市における若者支援施策

### (1) 横浜市の若者支援施策について

横浜市では、中高生世代の居場所づくりをはじめ、不登校やひきこもり状態にある若者への支援、就労支援など、若者の状況に応じた支援を行っています。

今回の視察では、青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」を会場として、同施設のほか、よこはま北部ユースプラザ及びよこはま若者サポートステーションの取組みについて説明を受けました。

### (2) 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

さくらリビングは、桜木町駅前のビル6階に設置され、公益財団法人よこはまユースが運営しています。

青少年の居場所、相談支援、社会とつながる場の提供を行っており、中高生から24歳までの青少年が中心に利用しています。

施設には、フリースペースのほか、学習スペース、音楽・ダンススタジオ、交流スペース、会議室等があります。青少年向けのスペースだけでなく、一般の方が利用できる貸出スペースも設けられています。

開所時間は午前9時から午後10時までで、休所日は毎月第1日曜日と年末年始となっています。

### (3) よこはま北部ユースプラザ

よこはま北部ユースプラザでは、不登校やひきこもり状態にある若者への支援を行っています。

地域ユースプラザは市内4か所に設置され、居場所の運営、総合相談、社会体験、就労体験、普及啓発等を行っています。対象は、おおむね15歳から39歳までの若者とその家族です。

また、ひきこもり総合支援・若者相談センターや地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携しながら、若者を支援しています。

### (4) よこはま若者サポートステーション

よこはま若者サポートステーションは、働くことに困難を抱える15歳から49歳までの若者を対象として、職業的自立を支援する施設です。

キャリアコンサルタント、精神保健福祉士、心理職等の専門職が相談に応じ、本人の状況に応じた個別的、継続的な支援を行っています。

横浜駅近くの施設は交通の利便性も高く、若者が利用しやすい場所に設置されています。

### (5) 所感

松本市にも、公設の青少年の居場所、第三の居場所、いわゆるサードプレイスやユースセンターは必要であると感じています。

本市ではMウイングがその役割の一部を担っています。Mウイングの現在のフロア構成を見直し、ユース世代が自由に、活発に利用できるスペースを設けることも検討できるのではないかと感じました。

## 4 神奈川県動物愛護センター

### (1) 神奈川県動物愛護センターについて

神奈川県動物愛護センターは、神奈川県平塚市の小田急線秦野駅から約5キロメートルの、田園地帯の山沿いに立地しています。

平成20年に県動物愛護管理推進計画が策定され、その後、「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」へと機能を転換し、令和元年に現在の施設が開所しました。犬・猫の殺処分ゼロを継続しています。

## (2) 業務内容、機能について

「動物を生かすため」という考え方の下、しつけや馴化、犬・猫等の譲渡促進、動物の保護・引取り、動物愛護の普及啓発、ボランティアとの協働、災害時の動物救護対策などを行っています。

1階は保護動物の健康をケアするためのフロアで、検査室、レントゲン室、手術室、入院室、シャンプー室、隔離室、相談室等を備えています。

2階は、動物と新しい飼い主との出会いのフロアで、グルーミング室、犬・猫の飼養室、見学バルコニー等があります。犬・猫は個室で管理され、見学者はバルコニー側から動物の様子を見ることができます。

ふれあいルームでは、飼い方教室や馴化訓練などを行い、団体への貸出しも行っています。

同センターでは、犬・猫のほか、うさぎ、鶏、インコ、亀などの小動物も保護しています。

譲渡希望者には事前講習を行い、オンラインでも受講できるようにすることで、譲渡促進を図っています。また、幼齢の子猫など、きめ細かな世話が必要な動物については、ボランティアや関係団体との連携を図っています。

「かながわペットのいのち基金」を設立し、県内外から寄附を募り、保護動物の治療や馴化、譲渡促進等に活用しています。

## (3) 所感

新センターの建設に当たって、それまでボランティアに頼る部分が大きかった動物愛護業務について、譲渡を進めるために個室管理と殺処分ゼロを掲げて準備したという話が印象的でした。

センター長は獣医師で、新センター建設に当たり、全国の動物愛護センターを視察し、「こうしておいた方がよかったこと」「困っているところ」などを聞いて回ったとのことでした。

例えば、犬・猫の居室の壁、ドア、床などの素材について、動物が滑りにくく、衛生的で、清潔を保つために洗いやすいものを使用することが必要であるとの説明を受けました。また、空調を動物の居室に十分に届けながら、動物が逃げないように工夫した施設構造についても参考になりました。

災害時の備えとして、多様なフード、災害用ケージ、毛布、医薬品、水などを備蓄していたことも印象的でした。一方、災害時に職員が出勤できるかどうか、職員用の備蓄が十分であるか、施設の立地など、様々な課題もあるとのことでした。

また、獣医療には多額の費用が必要となるため、税金だけで賄うことは難しく、クラウドファンディング、ネーミングライツ、基金などによる財源確保にも取り組んでいました。

センター長から「動物を飼うのは手間とお金を掛けられる人しか飼っちゃいけない

いんです」というお話があり、その言葉が強く印象に残りました。

## 5 最後に

今回、3つの動物愛護センターを視察させていただきましたが、3か所とも住宅地から離れた場所に設置されていました。

松本市では今後、動物愛護センターを南松本に建設予定の市保健所庁舎内に設置する準備を進めていますが、住宅地に近接している場所でよいのだろうかという基本的な疑問を持ちました。

飼い主から何らかの理由で離された動物が収容され、ストレスの中で鳴き声が響き、臭いも出ることが考えられます。動物の居住スペースや運動場についても、アニマルウェルフェアの考え方の下、十分な広さを確保して設計・運用しなければならないと思います。

また、一時的に保護が集中する多頭飼育崩壊や、災害時の受入れスペースが十分であるかどうか検討する必要があります。

さらに、動物愛護センターが動物保護団体やボランティアの皆さんとどのように連携して動物愛護行政を進めるのかという観点からも、機能の見直しと設置場所について検討する必要があるのではないかと感じました。

松本市独自の動物愛護行政の包括的なビジョンの作成、多頭飼育崩壊や自然災害時などの受入体制、センターにおける鳴き声や臭気への対応、猫問題に対応するための基礎調査、飼い主のいない犬・猫への対応メニューの拡大、譲渡、地域猫、TNR等について、地域の動物愛護ボランティア団体との意見交換も含め、今後さらに研究を進めていきたいと思います。

令和8年8月13日

松本市議会議長 阿部 功祐 様

厚生委員会委員 神津 ゆかり

# 行政視察報告書

厚生委員会行政視察

令和8年7月22日(水)～24日(金)

視察先  
及び  
視察事項

令和8年7月22日(水)

埼玉県越谷市

1 越谷市動物管理センター

中核市における動物管理センターの運営及び人と動物が共生する地域づくりについて

令和8年7月23日(木)

神奈川県横浜市

1 横浜市動物愛護センター

横浜市動物愛護センターについて

2 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

横浜市における若者支援施策について

令和8年7月24日(金)

神奈川県平塚市

1 神奈川県動物愛護センター

人と動物が共生する地域づくりと動物愛護センターの在り方について

## 1 越谷市動物管理センター

越谷市動物管理センターでは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく業務として、犬・猫の収容・管理・譲渡業務、動物取扱業に関する業務、特定動物に関する業務、動物に関する苦情・相談への対応、普及啓発業務を行っています。

特に、犬・猫ともに返還・譲渡に取り組み、殺処分ゼロを継続しています。また、飼い主のいない猫対策として、メスの不妊手術1頭につき上限9,000円、オスの去勢手術1頭につき上限7,000円と、充実した補助制度が設けられていました。

本市においても、定期的な譲渡会の開催や民間団体との連携、地域猫対策など、参考になる部分が多いと感じました。

## 2 横浜市動物愛護センター

横浜市動物愛護センターは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を基本理念とし、保護・収容された犬・猫の譲渡の推進、動物愛護の普及啓発、市民ボランティアとの協働、適正飼養の推進などを行っています。

主な取組みとして、保護犬・保護猫の譲渡事業の推進、飼い主への適正飼養や終生飼養の普及啓発、マイクロチップ装着や逸走防止対策の推進、市民ボランティアや登録団体との連携による譲渡活動などが行われています。

譲渡前の飼育相談や譲渡後のフォロー体制、ボランティアとの役割分担が明確であり、行政と市民が協働する仕組みが円滑に機能していることを実感しました。

予算規模が2億円を超えており、本市とは規模の違いがあることから、同じような施策をどこまで展開できるのかという疑問も感じました。

加えて、臭気対策や防音対策も重要です。本市が建設予定地としている南松本駅周

辺には住宅もあることから、どのような対策を講じるのかが重要ではないかと感じました。

### 3 横浜市における若者支援施策について

#### (1) よこはま若者サポートステーション

地域若者サポートステーションは、平成18年から厚生労働省の事業として始まり、働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの若者を支援する就労支援施設です。

よこはま若者サポートステーションでは、自治体と連携し、サポステによる支援と生活困窮者自立支援を一体的に運用するとともに、横浜市の補助事業として青少年の自立を支援しています。

利用者には、不登校やひきこもりの経験がある方も多く、初回相談時に精神科への通院歴等がある方も多いとの説明を受けました。

#### (2) よこはま北部ユースプラザ

よこはま北部ユースプラザでは、不登校やひきこもりなどの思春期・青年期の若者を対象に、総合相談や自立に向けた居場所の運営、地域で若者の支援活動を行っている団体や区との連携など、地域に密着した活動を行っています。

対象は、市内在住のおおむね15歳から39歳までの若者とその家族です。

事業内容は、電話・来所等による総合相談、ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営、社会体験・就労体験プログラムの実施、地域の関係支援機関や区役所との連携及び地域ネットワークづくりなどです。

#### (3) 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

さくらリビングは、青少年の居場所、相談支援、社会とつながる場を提供し、中高生をはじめとする青少年の文化・交流活動を支援するとともに、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。

利用者は中高生から24歳までの青少年が中心ですが、大人の利用もあります。様々な背景を持つ高校生等が利用し、バンドやダンス、演劇の練習、受験勉強など、それぞれの目的に応じて利用しています。

年間の利用者数は62,763人で、このうち青少年は31,615人、貸室稼働率は65%との説明を受けました。

#### (4) 所感

横浜市では、若者や青少年の状況に応じた相談先があり、それぞれの施設で様々な支援を行っています。また、各施設同士の横の連携もあり、青少年支援についてかなり充実していると感じました。

さくらリビングでは、「また来たい」と思ってもらえる場づくり、日常的な関わりからニーズを捉えること、一人ひとりの居場所づくりなど、本市でも今後、ユー

スセンターや若者施策を検討する上で、とても参考になる内容であったと考えます。

本市が「若者と女性に選ばれるまち」を重視するのであれば、青少年の状況に応じた施設や支援内容などについても検討すべきではないかと感じました。

#### 4 神奈川県動物愛護センター

神奈川県動物愛護センターでは、動物の保護だけではなく、動物愛護意識の普及、適正飼養、動物取扱業者等への指導、動物由来感染症の調査など、人と動物が共に幸せに暮らせる社会の実現に向けた取り組みを行っています。

本市においても、今後、新たな動物愛護センター機能を整備するに当たり、災害時における動物救護の推進、飼い主や子どもへの施設を活用した普及啓発活動、ボランティアとの協働による譲渡の推進など、参考とすべき内容が多くありました。

今回、動物愛護センター及び動物管理センターの3か所を視察して共通していたのは、3施設とも周辺に人家がない場所にあり、鳴き声や臭気に配慮した立地となっていたことです。

本市が計画する南松本駅周辺には、市営住宅や民間のアパートなどがあることから、計画段階から十分な防音・臭気対策を講じるべきであると強く感じました。

また、民間のボランティア団体等からは、松本市との連携について意見も出されていることから、今後、関係団体との連携を一層強化すべきではないかと感じました。

令和8年8月13日

松本市議会議長 阿部 功祐 様

厚生委員会委員 川久保 文良

# 行政視察報告書

厚生委員会行政視察

令和8年7月22日(水)～24日(金)

|                     |              |                                        |
|---------------------|--------------|----------------------------------------|
| 視 察 先<br>及び<br>視察事項 | 令和8年7月22日(水) | 1 越谷市動物管理センター                          |
|                     | 埼玉県越谷市       | 中核市における動物管理センターの運営及び人と動物が共生する地域づくりについて |
|                     | 令和8年7月23日(木) | 1 横浜市動物愛護センター                          |
|                     | 神奈川県横浜市      | 横浜市動物愛護センターについて                        |
|                     |              | 2 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」              |
|                     |              | 横浜市における若者支援施策について                      |
|                     | 令和8年7月24日(金) | 1 神奈川県動物愛護センター                         |
|                     | 神奈川県平塚市      | 人と動物が共生する地域づくりと動物愛護センターの在り方について        |
|                     |              |                                        |

## 1 越谷市動物管理センター

### (1) 視察内容

越谷市では、平成27年度の中核市移行に伴い、それまで埼玉県が担っていた動物愛護管理行政が市へ移管されました。保健所では狂犬病予防法に基づく事業を行い、動物管理センターでは、犬・猫の収容・管理・譲渡や特定動物に関する事業など、動物に関する幅広い業務を行っています。

センターは、獣医師3名を含む6名体制で、犬舎、猫舎、処置室、管理室、ドッグラン等の設備があります。

収容した犬・猫については、まず所有者への返還に努め、所有者が見つからない場合は、必要に応じて検査、不妊・去勢手術、マイクロチップの装着等を行い、情報発信をした上で譲渡につなげています。令和7年度の譲渡数は、犬3頭、猫71頭とのことです。

譲渡の取組みとして、定期的な譲渡会を年4回開催しており、1,000人を超える来場者があることもあるとの説明を受けました。

飼い主のいない猫への補助として、不妊手術は1頭につき上限9,000円、去勢手術は1頭につき上限7,000円となっています。予算額250万円に対し、執行額は107万円とのことです。

施設については、担当職員から、シャンプー台は深い方が使いやすいこと、壁面は凹凸のない平らな方が掃除をしやすいことなど、実際に施設を使用している立場から具体的な説明を受けました。

また、処置室の整備等にはクラウドファンディングを活用したとの説明もありました。施設整備に当たっては、行政の施設だけではなく、民間の動物病院等を見て

現在の設備や考え方を把握することも参考になるとの話がありました。

## (2) 所感

視察を通じて、職員の皆さんの動物に対する愛情を強く感じました。

特に、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術への補助について、必要な予算を確保しながら継続して施策を実施した結果、実際の執行額が予算額を下回るまで対象となる猫が減少しているとの説明は大変印象的でした。

行政が必要な施策にしっかりと予算を付け、継続して取り組むことで、結果として飼い主のいない猫の減少につながり、将来的な行政負担の軽減にもつながることを学びました。

また、施設整備後に現場職員が感じている改善点を具体的に伺えたことは、本市が今後、動物愛護センター機能を検討する上で非常に参考になるものでした。

設計段階から実際に施設を使用する職員の意見を十分に取り入れ、将来の運用まで見据えた施設整備を行うことが重要であると感じました。

## 2 横浜市動物愛護センター

### (1) 視察内容

横浜市動物愛護センターは、平成23年に開所した大規模な施設であり、犬・猫の収容、返還・譲渡、適正飼養の普及啓発、市民やボランティアとの協働など、幅広い動物愛護管理業務を行っています。

施設は広い敷地を有し、犬・猫を収容するための設備だけでなく、市民への普及啓発や交流のための機能も備えています。

犬・猫の収容頭数については、開所当初と比較して大幅に減少しているとの説明がありました。一方で、治療が困難な場合などには致死処分となる例もあり、必ずしも殺処分ゼロではないとの説明も受けました。

センターには多数の職員が配置され、動物の保護管理、普及啓発、動物取扱業への対応など、それぞれの役割を分担して業務を行っています。

施設面では、動物福祉への配慮に加え、防音、臭気及び衛生対策にも力を入れており、周辺住民の生活環境への影響を抑えるための設備が導入されています。

また、市民ボランティアや譲渡団体等との連携も活発であり、子猫の一時預かりや犬・猫の譲渡など、行政と市民が役割を分担して動物愛護施策を進めています。

災害対策については、ペットとの同行避難を基本とし、避難所における一時飼育のための資機材の準備、獣医師会等との連携、動物病院における一時預かりなど、様々な状況を想定した体制が整えられていました。

一方、施設の老朽化や獣医師等の人材確保、多頭飼育問題が発生した際の大量収容、災害時の他自治体との連携などが課題として挙げられていました。

## (2) 所感

治療が困難な動物等について致死処分となる例があるとの説明は、殺処分ゼロが全国的な流れであると認識していたこともあり、印象に残りました。

一方で、単に「殺処分ゼロ」という数字だけを見るのではなく、動物の状態や福祉を踏まえて判断しなければならない難しさもあるのだと感じました。

また、災害時においても飼い主と動物とのつながりをできる限り維持するため、同行避難や一時預かりなどの体制を整えていることは大変参考になりました。

ボランティアや関係団体との連携も非常に充実しており、多くの団体が譲渡や保護活動に関わっています。

飼い主のいない猫への不妊・去勢手術についても十分な予算を確保して事業を進めており、長期的に収容頭数が減少している背景には、こうした継続した施策の積み重ねがあるのではないかと感じました。

## 3 横浜市における若者支援施策

### (1) 青少年交流・活動支援スペース「さくらリビング」

さくらリビングは、青少年の居場所、相談支援及び社会とつながる場として設置されている施設です。

利用者は中高生から24歳までの青少年が中心で、フリースペースや音楽スタジオ等を備え、学習、交流、文化活動等に利用されています。

また、施設内で過ごすだけでなく、地域に出て活動することも大切にしており、様々なボランティア活動や交流事業を通じて、青少年が社会とのつながりを持つ機会をつくっています。

施設運営では、スタッフが若者に近づき過ぎず離れ過ぎない「ほどよい距離感」を大切にし、日常的な関わりの中から本人の話を聞き、一人ひとりにとって居場所と思える関係をつくることを重視しているとの説明を受けました。

一方で、施設の存在をまだ知らない青少年や大人も多く、認知度を高めることが課題として挙げられていました。

### (2) よこはま北部ユースプラザ及びよこはま若者サポートステーション

横浜市では、さくらリビングのほか、不登校やひきこもり状態にある若者を対象とする地域ユースプラザや、就労に悩みを抱える若者を支援する地域若者サポートステーションなど、若者の状況に応じた複数の支援機関が設けられています。

地域ユースプラザでは、おおむね15歳から39歳までの若者とその家族を対象として、相談、居場所、社会参加等の支援を行っています。

地域若者サポートステーションでは、15歳から49歳までの若者を対象に、就労に向けた個別相談や職業体験などを行っています。

それぞれの施設が異なる役割を持ちながら連携し、若者の状態に応じて必要な支

援につなげていることが特徴です。

### (3) 所感

誰でも気軽に立ち寄ることができる居場所があることは、非常に重要だと感じました。

また、さくらリビングだけではなく、不登校やひきこもり、就労など、若者が抱える課題に応じた複数の施設が用意されており、幅広く支援の門戸を開いていることも印象的でした。

若者の状況や必要とする支援は一人ひとり異なります。そのため、松本市においても一つの施設や制度だけで対応するのではなく、様々なタイプの若者が安心して過ごし、必要な支援につながることで居場所や支援の選択肢を用意していく必要があると感じました。

## 4 神奈川県動物愛護センター

### (1) 視察内容

神奈川県動物愛護センターは、従来の「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」へと考え方を転換し、令和元年に現在の施設として開所しました。

センターでは、保護された動物について、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を基本とし、必要な治療や馴化等を行っています。

譲渡希望者に対しては、事前講習をオンラインでも受講できるようにするなど、利用者の利便性にも配慮しています。

また、ボランティアとの協働を重視しており、譲渡やグルーミング等の支援だけでなく、写真撮影など、それぞれのボランティアが得意な分野を生かして施設運営に参加できるよう工夫しているとの説明を受けました。

災害時についても、普段からケージに慣らしておくことの重要性や、マイクロチップによる所有者明示などについて普及啓発を行っています。

センターに収容された動物については、一定期間、元の飼い主を探し、その後、返還に至らなかった場合は健康状態等を確認し、必要な処置を行った上で、新たな飼い主への譲渡につなげています。

### (2) 所感

センター長のお話を聞きながら、動物に対する深い愛情を感じました。

飼い主が現れるのを待ち、現れなかった動物については、その後センターで大切に飼養し、新たな家族へつなげていくとの説明があり、一頭一頭を自分の家族のように大切にしている姿勢が印象的でした。

館内も非常に清潔に保たれており、日常的な清掃や衛生管理が徹底されていました。動物たちが大切にされていることが施設全体から伝わってきました。

県の動物愛護行政の拠点として、「動物を生かす」という考え方を施設運営を通

じて具体的に示している、模範的な施設であると感じました。

令和8年8月13日

松本市議会議長 阿部 功祐 様

厚生委員会委員 犬飼 明美